

令和4年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年7月11日(月)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年7月11日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 杉本 和明	8番 宮本 静子
----------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項による合意解約届について
- ・ 報告第 6 号 許可不要転用届について
- ・ 報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について
- ・ 報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げについて
- ・ 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 15 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 16 号 荒廃農地の非農地判断について
- ・ 議案第 17 号 令和 4 年田畑売買価格等について

その他

(吉田事務局長)

起立、礼、それでは、ただ今から令和4年度第4回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

おはようございます。選挙もいよいよ終わりました。選挙の途中ですけど、皆様ご存知の通り、安倍元総理が鉄砲で撃たれて亡くなりました。日本では本当こういう事があつとだろかという驚きと、もう今まで功績を残されたあの元安倍総理が即死状態で亡くなりました。外交に非常に力を入れておられました安倍元総理も、もう亡くなって、奥さんの顔を見ると悲しみに耐えられません。残念です。皆さんも田植えも終わり、安心してちょっと一服されただろうと思います。今年は、例年になく6月中に梅雨が明けるということは、今まで初めてだそうですね。梅雨が明けて今からだんだんだんだん暑くなります。新聞にも載っておりますが、8日、9日に1600人熊本で2日続けて越えて コロナもまた増えております。用心をしていただきたいと思います。今日は、第4回定例会総会でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

それでは本日の欠席委員をご報告いたします。3番杉本委員 8番宮本委員から欠席の届出の連絡がっております。本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

それでは、議事に入ります。本日の提出議案は、今日はちょっと少し多いですもんね。よろしくお願い致します。

- ・報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- ・報告第 6号 許可不要転用届について
- ・報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
- ・報告第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
- ・議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第15号 農用地利用集積計画(案)について
- ・議案第16号 荒廃農地の非農地判断について
- ・議案第17号 令和4年田畑売買価格等について

を議題といたします。

長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は

2番 土山委員 6番 石井委員にお願いいたします。

早速 議事に入ります。1ページです。「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、それでは報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号4番と5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

ありがとうございました。なければ報告第5号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2ページです。「報告第6号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

報告第6号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり農業上必要な道路に転用するためとなっております。

許可不要の要件と致しましては、耕作できなくなる面積が200㎡未満であり適当と判断をしております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

はい。なければ報告第6号もこれを以って終わります。

(濱北会長)

次に進みます。3ページです。「報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による農地

の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。なければ報告第7号もこれを以って終わります。

(濱北会長)

それでは、議事を進めてまいります。4ページです。「報告第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

報告第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げがありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

こちらの取り下げ理由につきましては、本件は第2回定例会に提出された案件でございますが、県に進達しました結果、そもそもの敷地面積が647㎡と広く、駐車場を新たに拡張することは認められないということで、差し戻しを受けております。非農家個人住宅は概ね500㎡以下という基準がございますので、申請者にもその旨ご説明、ご理解いただいて、今回取下げをしていただいております次第でございます。

なお、本日あとで議案として、所有者の方が4条転用の貸駐車場目的による申請が出ております。そちらのほうで一度取り下げをいただいております。再提出をいただいております案件でございます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

(濱北会長)

ただ今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

なければ報告第8号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。6ページです。「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。この件に関しましては、池上推進委員のご自身の案件となりますので、いったん退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

それでは、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の6ページから9ページ、受付番号3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積40,198㎡農作業歴40年の経験があり、3人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で1分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するとのことです。

取得後の下限面積要件につきましては、40,342㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局に説明がありました。補足説明を農業委員の7番 嶋田委員をお願いいたします。

(嶋田委員)

はい。7番の嶋田です。まず現場がですね、腹赤の深田ノ浦という所なんですけども。丁度 腹栄中と腹赤小学校の丁度中間から東の方に行ったところの田んぼの中なんですけども。詳しく説明できない場所でもあるわけなんですけども、もとは 名石宮の祠があったところですね。この付近の田んぼになります。で、譲受人も今 現在も農地を所有しておられますので 問題ないかと思えます。審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員にご意見を伺います。

(中村推進委員)

中村です。ここは、今 説明があったとおりなんですけど、腹赤新町になるんですが、別に何も問題ないかと思います。審議の程よろしく願いいたします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。今 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質門等はございますか。

(増岡委員)

あのちょっと贈与って血のつながりはないんですよね。他人でもいって。そういう時に贈与税なんかはどうなんでしょうか。取得の方が 正しい。そういうところは 農家であれば受入れしてくれるっていう事ですよね。はい、分かりました。

(濱北会長)

ほかにはございませんか。 ないですか。

ありません の声

なければ採決を致します。議案第12号 受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号3番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。それでは、池上推進委員に入室をお願いします。

次に進みます。10ページです。「議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

はい。それでは、議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の10ページから13ページ、受付番号1番になります。先ほどの報告の案件の関連がこれでございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページ4ページを併せてご覧ください。

本件につきましては、既に事業が完了しており、始末書が提出されており、追認案件となります。

申請理由につきましては、貸駐車場となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域の区域内にある農地である為、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため該当がございません。

計画面積の妥当性につきましては、貸駐車場として、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、整地にあたっては、近隣への迷惑をかけないよう十分注意するとのことでした。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということでした。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。

今、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の2番 土山委員にお願いいたします。

(土山委員)

はい、2番 土山です。この件は 先ほど話がありました。5月に1回5条申請が出ておりましたが県がはねまして、今度は、4条で貸駐車場にしますという事で、別に問題はないかと思えます。この前の5条の時も県が見に来たんですかね。だいたい段差があるけん宅地の一部には入らんとだんね。あがんとば宅地の面積が増ゆるけんて言うたっちゃね。実際見てから判断してもらわんとね。今度は新たに4条申請が出ております、問題はないと思えます。どうぞ審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井委員)

はい。推進委員の坂井です。先ほど話がありましたとおり今回も、問題ないかと思えますので審議の程よろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。ないですか。なければ 採決を取っていいですか？

はい の声

(濱北会長)

それでは、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。14ページです。受付番号2番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

それでは、議案書の 14・15 ページ、受付番号 2 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 7 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、農業用資材・機械・器具置場及び貸駐車場となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法上の用途地の区域内にある農地である為、第 3 種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、通帳残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、農業用資材・機械・器具置場及び貸駐車場として、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましては、抵当権の設定がありますが、抵当権者からの許可申請についての承諾書が添付されております。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周辺は申請人所有の農地のみであり、転用による隣接地への支障はないということです。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号 2 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員よ 2 番の土山委員お願いいたします。

(土山委員)

はい。2 番の土山です。場所はですね。清里小学校の南西側、14 ページを見てもらうと分かりますけど、太陽光がちょっと横にあつですね。これも申請人のです。梅田の人です。道路より 1m くらい高いけどここに、資材置場とかいろいろするという事で、別に問題はないかと思えます。よろしくお願ひします

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井委員)

推進委員、坂井です。こちらの場所は先程 説明にあつたとおりです。耕作自体は、頼んで作ってもらってたみたいですけど、最近辞められたみたいでしたんでどうなるか心配だったんでよかったと思えます。特に、問題ないと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員より説明がありました。この件につい

て、なにか質問等がございますか。 なければ 採決していいですか。

いいです の声

(濱北会長)

受付番号2番について賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。16ページです。議案第14号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

それでは、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の16ページから19ページ、受付番号4番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の9から11ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年9月1日より着工予定、令和5年3月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枡を設置し側溝に放流ということ事です。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員10番の増岡委員お願いいたします。

(増岡委員)

18ページと19ページをご覧ください。これは レインボー宮野の所を降りたところで、三叉路になってるところの角になってる所で、周辺は いま 学校も近いし ちょっと高台になってるところなので、なんら問題はないかと思います。また、申請者は娘さんということで 特に問題はないかと思います。御審議のほど よろしくお願い致します。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸委員)

推進委員の城戸です。先ほどの説明の通り問題はないかと思われまので、審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員・担当 推進委員の説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。 ないですか。

(濱北会長)

なければ 採決をします。

はい の声

(濱北会長)

議案第14号 受付番号4番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第14号 受付番号4番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議事を進めます。20ページです。受付番号5番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案書の20・21ページ、受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の13ページから15ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場・物置用地に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断し

ており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年8月20日より着工予定、令和5年2月28日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、駐車場・物置用地として必要な面積のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は平坦で前面道路と高さが同じで地盤も締まっており、造成による土砂流出等の影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水はありません、雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員6番の石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

6番の石井委員です。これは、六栄小学校から赤田公園に出る農面道路筋で、鷲ノ巣の入口で左に行くと立野になります。その三叉路というか四叉路のところですか。ここは、自分たちが小さい頃は、谷になって山林だったと思うんですよ。埋め立てたのは知らなかったんですが、ここが農地とは知らなかったです。そういう使い方をしよったから、別に問題はないと思うんですが。審議のほどよろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸委員)

推進委員の城戸です。説明のとおり なんら問題はないかと思えます。審議のほどよろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。 ないですか。

はい の声

(濱北会長)

なければ採決をします。議案第14号 受付番号5番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第 14 号 受付番号 5 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。22 ページです。受付番号 6 番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

議案書の 22・23 ページ、受付番号 6 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 17 ページから 19 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、宅地拡張に伴う贈与による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 8 月 20 日より着工予定、令和 5 年 2 月 28 日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、既存の宅地を含めて非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、現状の地形のまま庭として使うため、造成工事による土砂流出はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号 6 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員 5 番の中嶋委員にお願いいたします。

(中嶋委員)

はい。中嶋です。場所につきましては、腹赤小学校から腹栄中学校に行くところの腹赤天満宮の東南になります。もともと 小屋がページ 23 ページみていただくと小屋がふたつ敷地内にあります。これがあって資料の 18 ページの後ろに天満宮のブロックばしなはったつが、泥ば馴らしたということになってます。別に 問題はないのかなという形で思いますので、よろしくお願ひ致します。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

(中村委員)

はい、中村です。いま 詳しく説明されたとおりです。別に 何も問題はないのかなと思います。審議をよろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。 ないですか。

なければ採決を致します。議案第 14 号 受付番号 6 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 14 号 受付番号 6 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。24 ページです。受付番号 7 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案書の 24・25 ページ、受付番号 7 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 21 ページから 23 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域（第 1 種住居地域）である為、第 3 種農地と判断しており、原則許可になります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 9 月 1 日より着工予定、令和 4 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、コンクリートブロックにより隣接地に土砂の流出がないように留意するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水枡を設け側溝に放流ということ事です。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の2番 土山委員お願いいたします。

(土山委員)

2番の土山です。24ページと25ページを見てください。場所はですね、長洲駅の西のほうですね。病院がありますね、淡河・黒田病院の駐車場の隣です。敷地に家があったのですが、もう解いて更地になってます。ここに 今度 家を建てるということです。別に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井委員)

推進委員の坂井です。先ほど 説明があったとおり問題はないと思いますので、審議の程よろしくお願い致します。。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。 採決をしていいですか。

はい。 の声

(濱北会長)

ありがとうございます。受付番号7番について原案とおりに許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号 受付番号7番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。26ページです。受付番号8番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

議案書の26・27ページ、受付番号8番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の25ページから27ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、太陽光発電設備設置に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域（第1種住居地域）である為、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、許可日より1年間で完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電設備設置に必要なパネル面積であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成中は土砂の流出が無いように十分配慮するとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透及び側溝に放流ということ事です。

以上、受付番号8番の説明を終わります。

（濱北会長）

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の2番 土山委員にお願いいたします。

（土山委員）

はい。2番の土山です。26ページと27ページをご覧ください。場所はですね、建浜の駅から東の方へずっと行って最近 解体屋・地金屋ができつつですね。私も梅田において 建浜にこういう地区があったつかなくて思うくらいで、車もいかんけん、途中は歩いていかなでけんごたつ状態で、あとは、業者が まず道路は確保してからしかからなん。なんもかんもでけて思います。しかし、太陽光ができれば周辺の家の人は喜ばすとじゃなかかなて思います。開けてですね。審議のほど よろしく願います。

（濱北会長）

ありがとうございました。たしかに、今 言われたとおりあすこは、道んなかですもんね。むかしのリヤカーの時代ならよかったでしょうけどね。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

（坂井委員）

はい。推進委員の坂井です。今 お話がありました通り、分かりづらいところではありませんけど、問題はないと思いますので、審議のほど よろしく願います。

（濱北会長）

はい。ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。

（濱北会長）

ちょっと私から質問ばよかですか。いま 土山委員から言われたように、道のなか所でも

太陽光ば買うもののおっとだろか。

(事務局)

はい、あのたぶんですね。26 ページを見ていただくと申請地の上の方に畑なんですけど、ここまで行くのに便利なような通路的な細い農地がありますよね。工事の際には 一時転用とかそういうのが出てくる可能性はあるかなって思いますけど・・・

(増岡委員)

私も質問するんですけど、太陽光はいいんですけど、太陽光をされる業者が芦北って ちよっと離れたところからくるってことでしょ。あらゆる所の企業が太陽光発電の場所を探してるってことということなんでしょうか。

(事務局)

問い合わせは 結構あります。

(濱北会長)

はい。じゃ、採決をします。議案第 14 号 受付番号 8 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 14 号 受付番号 8 番は原案のおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、28 ページです。「議案第 15 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

議案第 15 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、29 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。30 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、31 ページ 賃借権 8 件 13 筆 16,049 m²、32 ページ 期間借地権 2 件 2 筆 1,667 m²、となっております。

以上、議案第 15 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問はございますか。 ない様ですので、採決をしていいですか。

はい。の声

(濱北会長)

議案第 15 号について、原案のおりの決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり決定いたします。

(濱北会長)

次に進みます、33 ページです。「議案第 16 号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案第 16 号 荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

議案書の 33 ページになります。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

対象地は、1 件 1 筆 723 m²です。

今回の対象地につきましても、前回同様、皆様にご協力いただいた農地利用状況調査の結果、B 判定となった農地の所有者に対して、非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。

現況につきましても、既に山林化しており農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。

非農地判断を行った際には、対象地を農地法第 2 条第 1 項の農地として該当しないこととなります。

以上、議案第 16 号の説明を終わります。

(事務局長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません。 の声

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。それでは、採決を致します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定をいたします。

(濱北会長)

つづきまして、35 ページです。「議案第 17 号 令和 4 年田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 17 号 令和 4 年田畑売買価格等について審議する必要がございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。これは、毎年行われてるものですが、

議案書 36 ページから 43 ページ、令和 4 年田畑売買価格等についてということで、農業委員会系統組織における基礎資料の一つとして例年、田畑の売買等に関する調査が実施されております。今回、令和 4 年田畑売買価格等についてご審議いただきたいと思っております。

調査票につきましては、現在の長洲町の旧町村名について作成する必要があり、議案書の 36、37 ページが旧六栄村、38、39 ページが旧腹赤村、40、41 ページが旧長洲町、42、43 ページが旧清里村の 4 地区となっております。

調査項目につきましては、Ⅰ、耕作目的の売買価格として、農用地区域の田畑、農用地区域外の田畑に分かれております。各項目につきましては、基準となる筆を設定し、固定資産評価額と大まかな売買価格を記載しております。

つづきまして、Ⅱ、使用目的変更（転用）売買価格につきましては、令和 4 年に転用申請のあったものにつきましては、売買価格を参考に記載しております。

あくまで、売買価格につきましてはこれまでの平均的なものであり、実際は売買の当事者間で決められておりますので、参考程度とご理解いただければというふうに思います。

以上、議案第 17 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

はい。の声

(濱北会長)

なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(濱北会長)

それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

1 農地利用状況調査について

(濱北会長)

これをもちまして、令和 4 年度第 4 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（終了 午前 11 時 20 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印